

議 長

続いて、飯田議員の一般質問を行います。4番飯田議員。

4番  
飯田議員

4番、飯田でございます。通告順位に従いまして2項目の一般質問を行います。

まず始めに邑智郡総合事務組合において業務委託をされた業社がゴミ収集を行っているのですが、昨今、住民の皆様からゴミステーションについての相談、問い合わせが多く寄せられています。それはゴミステーションが古くなって金網が破られ、ゴミを入れればカラスや野獣が引っ張り出し、ゴミが散乱するというものや、設置されているゴミステーションが小さくて利用者が多い指定場所ではゴミが収まりきらないから増設を希望されるものであります。私自身、こういう相談があれば必ず現場へ行って確認をするのですが、ゴミステーションの大きさ、構造は様々であり、設置された時期がかなり異なっているのだと想像されます。また中には住民の皆さんが古くなったゴミステーションを針金、木材ボードなどで補修をされたものも数多く見られます。本町においては少子高齢化による人口減少は止められず3,600人を割り込んでいる状況でございます。郡内他の2町においても人口減少が進んでいます。笹畑クリーンセンターへのゴミの搬入量が減少しているのなら、ゴミ焼却にかかる費用も減少しているはずですが、ここらでゴミステーション設置場所、老朽化したゴミステーションの取り替えを考えるべきではないでしょうか。また本町では家庭における生ゴミの自家処理を推進することによりゴミの減量化に取り組まれていて、電源利用をする装置、またコンポストの購入費を助成されていますが、ここ数年、利用者は減少傾向にあります。これは一度助成を受けると次の買い替えの時には助成が受けられません。電源を必要とする装置でも10年から15年すれば買い替えの時期となります。コンポストも1基だけでは不十分です。家庭によれば2基3基と設置されている所も多く見られます。今年度も予算計上されていますので、新規申請がないからといって予算を残すのではなく、買い替え時の助成、コンポストの増設にも助成を考えていただきたい。これもゴミの減量化に大きく貢献すると思われま。本年4月から新規事業役場窓口おもてなし事業を実践されて役場窓口は勿論のこと、庁舎全体が明るくなったと町民の皆さんが喜んでおられる町民生活課、鉦課長の答弁を求めますが、あくまでも町単独事業、町民の皆様が利用しやすい、活用していただける事業となる事を望みます。

次にいつも冷静、クールな産業振興課長、谷川課長にお伺いを致します。平成25年度から拡充された町単独事業有害鳥獣被害対策事業補助金（被害防止施設整備事業）についてであります。25年度の事業費は50万円でありました。農作物を鳥獣被害から守るため、受益面積5a以上の電気牧柵、トタン、金網等の防護柵設置に対し事業費の2分の1、10万円以上は上限を5万円補助するものであります。私はこの補助事業は農家にとって大変有

4番  
飯田議員

意義な事業であり、事業費50万円は少なすぎるのではないかと思います。直ぐに、この事業費を超える申請があると確信をしました。ところが実際に申請されたのは25年度で7件、総事業費は31万684円の実績でありました。なぜこの実績しか出なかったのか。いろいろ考え、要綱を確認したところ、この事業には実績報告書を提出する時にその年の販売証明書（農作物の出荷証明が確認出来るもの）が必要であるからです。すなわち25年度の事業を申請するには、水田では田植終了時から刈り取り時期までの期間、畑作では定植から出荷時期までの約5ヶ月間しか、この事業の申請はできないという所であります。電気牧柵なら被害が出たら被害の場所を仮にでも設置できますが、防護柵の場合は被害が出てても完全に設置できないということです。防護柵はトタン、金網等で農地を囲む山際に数百メートルの長さで設置してあるもので、これを補修または完全に置き替えるという事になれば農閑期つまり収穫後の初冬から防護柵の回りの木を切り、草を刈り、春先の草が長くなるまでの11月から3月の期間に設置しなければなりません。いちばん作業がしやすい時期では、その年の出荷証明が取れず、次の年の出荷証明が取れる4月以降の設置しか出来なくなるのです。町単独事業です。農作業の実情、実体をもう少し正しく把握され利用しやすい事業とするべきではないでしょうか。担当課長として25年度事業の実績の所見と改善、再考の見解をお伺いを致します。以上、2項目の答弁を求めます。

議 長

それでは、飯田議員の質問のうち1項目めの「ゴミステーション設置と生ゴミ減量について」に対する答弁をお願い致します。  
番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民  
生活課長

おはようございます。それでは4番飯田議員の1項目めの質問で「ゴミステーション設置と生ゴミ減量について」のご質問にお答えします。  
昭和47年6月に邑智町川本町清掃組合を設立し、昭和48年5月に邑北ゴミ処理場にてゴミ処理を開始しました。  
平成6年4月に邑智町川本町清掃組合と邑南地区ゴミ処理組合を統合し、邑智郡町村総合事務組合を設立し、平成16年10月の市町村合併に伴い、名称が邑智郡総合事務組合となり、現在に至っております。  
平成10年4月に笹畑クリーンセンターゴミ焼却施設、翌平成11年4月にリサイクルプラザが完成し、同施設で邑智郡内のゴミを集約し、処理を行っております。  
こうした中で、現在町内213ヶ所にゴミステーションを設置し、収集ボックスを置いて運搬車により収集を行っております。  
ただ、収集ボックスにつきましては老朽化の問題、設置場所等の見直しを含め、地域住民の皆さん、そして事務組合等関係各位と相談をしながら進めてまいりたいと考えております。  
また、本町では平成9年より生ゴミ堆肥化装置を設置し、家庭における生

番外鉦町民生活課長　　ゴミの自家処理を推進することにより、ゴミの減量化を進めております。

補助電源を利用する装置につきましては購入費の3分の1以内、20,000円を限度とし、電源を必要としない装置については1基あたり購入費の2分の1以内とし、3,000円を限度とする助成を行っております。ただこの電源を必要としない装置につきましては、1軒あたり2基ということでは要項の中では今のところ定めております。

設置状況につきましては、平成25年度末現在、補助電源を利用する装置につきましては168基、電源を利用しない装置につきましては151基設置されております。

平成26年度は、電源ありが3基60,000円、電源なしが20基60,000円の合計120,000円の予算化をしております。

次に、笹畑クリーンセンターへのゴミの搬入量ですが、過去10年間では平成16年度は1,268tあり、その後わずかな変動で増減を繰り返し、平成25年度は1,079tの搬入量がございました。人口が10年前と比べまして800人位減少しておりますが、ゴミの量はその割にはそんなに減少していないという現状がございました。その現状を検証してみますと、ひとつは分別化のPR不足。PRをやってはいるのですが、なかなかそれが伝わらないという事がございますが、所謂PR不足。それから介護用紙おむつの増加等々が考えられます。今後は、こういった状況を踏まえ、更なる分別の徹底、生ゴミ堆肥化装置等の普及に努め、ゴミの減量化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長　　再質問はございますか。4番飯田議員。

4番飯田議員　　それではゴミステーションの件から質問をさせていただきます。

現在、町内に213箇所にごみステーションが設置をされております。このごみステーション設置について、設置場所の基準は設けてありますか。

議 長　　番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民生活課長　　特に基準というものは設けておりません。

議 長　　再質問ございますか。4番飯田議員。

4番飯田議員　　基準が無いという事は、ちょっと私も想像しなかったんですけど、やはりその利用していただける利用しやすい場所に設置をされているのだと良心的に解釈をします。しかしながら、この設置場所は例えば公有地、町道の縁ですとか、県道の縁、またはその公共施設の敷地内。もうひとつはやはり一番多いのはおそらく民間の皆さんの場所をお借りして設置をしているところだと思うんですけど。本文でも言いましたようにこのごみステーションが可成り

4 番  
飯田議員 今、課長の答弁を聞きますと昭和46年、実際にゴミの収集をされたのは昭和48年という事ですので可成り大きさも形状も違ったゴミステーション、又はステーション自体の金具と言いますか鉄の部分ですか、そこらも錆びて完全に破損した千切れた物もあります。そういうのを皆さんが未だ我慢して使っておられる、又は修繕して使っておられる。そういうのが可成りあるんですよね。こういうところに今の答弁の中ではこれからいろいろ検討すると、ありますけど実際にもう被害が出ている。カラスの被害が出て野獣の被害が出る、こういうところはいち早く取り替えが必要だと思いますが、その点はどうでしょうか。

議 長 番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民  
生活課長 確かに収集ボックスにつきましては老朽化している物も可成りあるというふうに把握をしております。それで老朽化等につきましては、いろいろ自治会等からそういった要望も実際にございます。そうした中で現場を先ず確認をさせていただいて、その中で必要とあれば順次更新をしていくというか取り替えをしていくというような形をとっております。また本年度につきましては今、予算の中で3台分の購入を今現在しております。それで実際に今、ある自治会の方から取り替えの要望がございました。それで実際に現場に参りまして確かにもう非常に酷い状況と言いますか、朽ちているような状況でございますので、そこで2台を取り替えるというような措置をとるように今、現在進めているところでございます。以上でございます。

議 長 再質問ございますか。4番飯田議員。

4 番  
飯田議員 それでは、ゴミステーションの設置基準がないという事でしたので、例えば事業所なり施設のところでゴミステーションを独自に購入された場合に、それをその施設内にせっちされた場合に、ゴミの収集指定場所として認めていただけるものなのか、そこらの基準はどうなんですか。

議 長 番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民  
生活課長 施設事業所という事になりますと、これは今のゴミの収集につきましては所謂、一般家庭の対象としておりますので、この事業所という事になりますとこれは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条によりまして、事業者は自らが出した排出したゴミに対しては、処理責任を負うため対象にはならないという事になっております。それで事業所につきましては、事業所の所謂事業系ゴミにつきましては10キロあたり80円でございますが、そういった形でクリーンセンターの方に直接搬入をしていただくというような形をとっております。以上です。

議 長 再質問ございますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員 私の質問の仕方が悪かったです、たいへん申し訳ありません。事業所というのも普通にその中で産廃でなしに産業廃棄物でなしに、そこらで利用された一般ゴミと言いますか、生活ゴミと言いますか、そこらをお伺いした訳ですけど。これは業社という事でそれも含めて自ら直接クリーンセンターの方へ持ち込んでいただく場合もあろうかと思いますが。例えば施設、介護施設とかございますよね。そこらも今は指定されたところのゴミステーションへ利用されて持ち運びをされておる訳です。実際にそういう施設でもゴミステーションの購入をされているのですが、指定場所に指定されていないんで実際に買われたゴミステーションも今は利用されていない状況です。例えばそういうところの施設に指定が決まれば一般の指定場所まで持って行かなくても良いわけですけど。その点をお伺いをします。

議 長 番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民  
生活課長 たいへん申し訳ございませんが、現在のところそういったゴミの処理につきましても、今のところは指定された場所に出していただくというのが今の現在の決まりでございますので、たいへん申し訳ございませんが、よろしくお願い致します。

議 長 再質問ありますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員 それは当然な事なんです、これから指定場所に指定をされる時にどうですかという質問ですので、今後そういうところが出てくると思いますので、その時に正しい判断をしていただきたいと。利用しやすい判断をしていただきたいと思います。それと今、各213箇所のゴミステーションが設置されているのですが、以前は川本町ゴミの収集指定場所という看板と言いますか、小さな、ここが指定場所ですよという名称の入った看板みたいなものがあった訳ですが、今は有る所と無い所と様々なんですよね。ゴミステーションに寄ればステーションの上におそらく看板を付ける金具も付いているのですが、そこらはどうされるんですか。このまま有る所と無い所と、このまま使われるんですか。なんかそのもう一度、ここは収集場所ですよという看板を取り付けられるお考えがあるんですか。

議 長 番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民  
生活課長 いわゆる以前と言いますか、昔はゴミの指定場所という看板が10センチの50センチぐらいですか、白地に赤いような字、或いは黒い字で書いてある看板がございます。それでその当時は確かにゴミステーションといいまし

番外鉦町民  
生活課長

でも収集ボックスという物が以前は無かったと思います。そうした中でそのどこでも彼処でもゴミを捨ててもらってはやれませんが、そういうところでその看板に心棒を付けてブロックでセメントで固めて動かないようにというような形でやっていた時代が確かにあったと思います。それでそれからだんだんゴミステーションと言いますか、ゴミステーションという形の中で収集ボックスが普及をしまして、以前は平成6年か7年ぐらいには140箇所ぐらい川本町内で、その指定場所というのが140箇所ぐらい有ったというふうに聞いております。それが今213箇所でございます。そうした中で所謂、私も町の中をちょっと見てみたんですが、確かに昔のままに残っている指定場所の看板にブロックが付いてあるものがあります。その横にボックスが有ります。それからもうひとつはボックスの上の先に避雷針じゃないですが、バーが有りますがそこへ指定場所の看板を付けてある所もありました。そして何も無いボックスだけの所も確かにございました。そうした中で、今現在、役場の方で思っておりますのが、確かにそれを把握するのは213箇所全部見て廻れば良いんですが、これをそう言い方すればおかしいですが、現在のそのボックスでゴミを収集する場所が今、住民の皆さんにはある程度、徹底しているんじゃないかなというふうに私も勝手ながらですね思っております。そうした中で今これからもしそういう苦情が出たらまた対応していかなくちゃいけないと思いますが、今のところで看板が有る無しでそういう苦情が無いところをみると、今のところはスムーズにしているのではないかなというふうに理解をしております。今後そういう問題が苦情が出た場合にはその節は対応していきたいというふうに考えております。以上です。

議 長

再質問ございますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員

この看板がゴミ収集指定場所の看板が有るか無いかによってに関わらず、今、先ほどお尋ねしたように公有地とそれから民間のところに設置した訳ですけど、民間のところに設置されたゴミボックスステーションは、その民間の方が管理をされる訳です、早い話が。例えば収集日でないゴミを出されても住民の方がですよ、そうであっても指定でないゴミを出されても当然それは収集しませんので、そこへ残る訳です。そこへ残っても民有地に設置されていると、その所有者がその指定外以外に出されたゴミは管理をしなくちゃいけないんです。こういう実態が確かに有るんです。散乱した場合にも、その所有者が管理をしなくちゃいけないという事がありますので、その看板が有るか無いか、それには関わらないと思いますけど、やはりその設置をされるんだったらそういう皆さんにもその利用をしっかりとさせていただく、規則を守って出していただく、そのところをもう少し徹底をして、これは常識的な事かも知れませんが、もう一度、徹底していただくようお願いをしてみてください。それともうひとつ、邑智郡総合事務組合の指定のゴミ袋を購入された方は、例えば地域外の方でもそのゴミステーションにゴミを投函出来

4番  
飯田議員 　　る訳ですよ。というのは例えば郡外以外の他市町から仕事のために通勤をされている町内へという方が居られます。その方が、邑智郡総合事務組合の指定のゴミ袋を買われて持って帰られます。それで家庭で出たゴミを町内のボックスへ入れられる。これは当然OKなんですよ。

議　長 　　番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民  
生活課長 　　はい、ちょっとその前に先ほどの看板の件でございますが、これから広報等を通じてもう一度、住民の皆さんに徹底するように周知をしていきたいというふうに思います。

それから先ほどの質問でございますが、基本的には地域外の皆さん方のゴミは出せないというふうに決まりではなっております。ゴミ袋には自治会名、それから氏名、そういったものを記入する必要があります。そしてゴミの分別の必要や収集日程表に従わないと、先ほどの話ではございませんが収集されないという事がございますので、基本的にはそういう形になると思います。以上です。

議　長 　　再質問ございますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員 　　はい、私もそう思っておりました。ところが実際ですね、その指定のゴミ袋を買われて、それから町外の方が持って帰られ、そこに自分の勤め先の住所を書いて出されている。それがあるとい事が可成り有るんですよ。その事は確認して下さい。それとここにゴミの人口が800人に減ってもゴミがそんなに減らないという事がありましたよね。約190tぐらいですか。800人の減少から190tって言ったなら考えられない事ですよ。だからそういうのが町外からのゴミが袋を買われたが為に入ってくるという事も可成りあると思います。これはそういう指摘をしておきます。

それと生ゴミの処理機なんですけど、今168基、25年度までですね。これをやられたのが平成9年ですので、約1割の家庭という事になりますよね。ただ購入されてから、もう15年ぐらい最初に購入された方は過ぎる訳です。という事で、もう買い替えの時期に当然ある訳ですけど、24年・25年度にも利用が少なかったですよ。例えば電源の必要な処理機は1基ぐらいじゃなかったでしょうか。それからコンポストも利用率が少なかったですよ。その予算が残ったままここ何年か続いていますよね。決算委員会でも何回か指摘した事もありますけど、ぜんぜん改善されないという事もあって今回敢えてお伺いをしますけど、生ゴミを処理する電源装置の機械、又はコンポスト増設される場合・買い替えをされる場合に助成制度はどうされますか。今後のお考えをお伺いします。

議　長 　　番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民  
生活課長

はい、議員ご指摘のとおり生ゴミ処理機でございますが、電源無しにつきましては、22年度に1基、これが最後でございます。それから電源有りににつきましては、25年度で5基の利用と言いますか購入がございました。それでこの電源無しにつきましては平成9年から始めております。それから電源有りににつきましては平成12年から始めておりますが、確かに平成9年、最初頃の買われた方につきましてはもう26年ですから、もう20年近い17、8年になると思いますが、そういった部分につきまして一応、今の補助要項に依りますと、今のところ電源無しにつきましては2基という要項でなっておりますが、やはりこれを3基とか4基とか例えばですね、そういうふうにする事になると要項の改正をしていかなければいけないというふうに考えております。それともうひとつはもし例えば2つあって、その内1つは朽ちてダメだよというふうになった時には、その物を廃棄というような形にして1基、また購入していただく。そうすると数の中では1基という要項上の今の要項で則ったような形になるのかなというふうには考えておりますが、何れにしましてもこれからちょっとそういった現状というものを先ず確認をさせていただいて、それを把握した後にやはりそういう事を考えていかなければいけないんじゃないかというふうには考えております。以上です。

議 長

再質問ございますか。4番飯田議員。

4番  
飯田議員

電源の処理機、それからコンポストについても住民の皆さんの要望を私も聞いておりますので、適切な判断をされて要項を訂正される事があれば速やかに皆さんの方へ住民の皆さんへ周知していただくようお願いをして、この質問は終わります。

議 長

以上で、1項目めの「ゴミステーション設置と生ゴミ減量について」の質問を終了します。

々

次に、2項目めの「川本町有害鳥獣被害対策事業」に対する答弁をお願い致します。番外谷川産業振興課長。

番外谷川産  
業振興課長

それでは2項目め、有害鳥獣対策事業補助金の申請期間の限定的、或いは要綱の見直しについて、という事でお答え致します。

有害鳥獣対策につきましては、駆除班による駆除依頼や煙火による追い払いの為の講習会等も実施しておりますが、防護策や電気牧柵による対策も有効な手段の1つだと考えております。

ご質問のありました「川本町有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱」につきまして、現時点では、販売農家であり受益戸数1戸などの要件が有り、平成25年度の実績は、電気牧柵5件と防護柵2件の合計7件で補助金総額が310,684円となっております。利用に関わる要因としましては、利活

番外谷川産業振興課長 用のための広報が足りなかったという事もありますし、対象が限定的とのご指摘も理解しうるものであると考えております。また、申請期間が限定的であるかどうかにつきましては、現在の要綱の中では、申請の期間について特に定めてはおりませんが、予算執行を伴いますので、会計年度の原則の範囲内で柔軟に対応しているところがございます。町内の有害鳥獣被害でお困りの方に対して、高齢者を含め多くの生産者の生産意欲の堅持、耕作放棄地対策等の視点から、柵等を設置して被害対策を行おうとする方に、より広く対応できるようにするため、使いやすい制度へと改訂していきたいと考えております。なお、補助制度改正につきましては、他自治体や他の助成制度の兼ね合い、更には予算を伴いますので、早急に検討に入りたいと考えております。以上です。

議 長 再質問ございますか。4番飯田議員。

4番 飯田議員 はい、それではこの件の先ほど要項がございました。その要項の中に今、課長が答弁の中にも言われたように受益戸数1戸と謳ってある訳です。受益戸数1戸という事は、個人農家でないといけないのかな。1戸以上である場合は、どうなんですか。1戸以上という事は要するに集落営農、または農業法人はこの制度を利用できないという事になるのですか。その点はどうでしょうか。

議 長 番外谷川産業振興課長。

番外谷川産業振興課長 現時点の要項ですと、受益戸数1戸という事ですので、この被害防止整備事業については該当しないという事になります。昨年度、一部改正しまして集団被害防止対策事業につきましては、グループでの或いは営農組織での対応もこちらの方では可能になってはおります。ただ先ほど申しましたとおり今回の改正につきましては、こういった制限も出来るだけ取っ払いたいというふうには考えております。

議 長 再質問ございますか。4番飯田議員。

4番 飯田議員 これは確かに5a以上ですから、例えば1反の半分ですよ。米数にして、さあどうでしょう7袋か8袋出来る量なんです。という事は小さい農家さんでもこれは当然利用出来る訳です。そしてまた集落営農、農業法人という事になりますと、もう何町歩というところをやっている訳です。当然、その今の農業を主体的にやっている集落営農とか法人にも、これが適用されないとなかなか利用するところはないというのが実感です。何で私がこの本文の中でこの制度は農家にとってたいへん有意義な制度かと言いました。それは農業共済さんも同じ牧柵・電柵をするのに助成が有るんです。ただこれ

4 番  
飯田議員

は総事業費の10%、1割の助成なんです。それでここは他の助成事業と共同の提出も出来ますよと。例えば町で5割の助成を受けて、それから共催さんでも1割の助成を受けられますよという事なんです、町は他の機関との共同助成は、これは認めないという事だったんです。それで農協さんはJAさんはこういう助成制度は全く無いんです。だから町単独で5割の助成があるこの事業はたいへん有意義な事業だという事を私は申し上げたんです。それで実際に昨年度事業された方で、これはおそらく電気牧柵だと思いますけど総事業費が209,000円の事業をやられた農家さんがいます。これは今回私が言いたいのは上限の5万が適切か適切でないかの判断もちょっと必要かなと思います。というのは電気牧柵をひとつの柵をしようと思ったら20万掛かったという事は可成り広い牧柵です。その中でソーラーバッテリーを1基買えば、ソーラーバッテリーだけで1基、これが8万円するんです。そういう事は20万掛かっていたら、他の今の支柱ですとか<sup>がいし</sup>礎子とかこういうのを可成り使っておられず。ただこれが2つの柵をされていたらソーラーは2台要りますので16万の費用が掛かっている訳です。電気ソーラー1台にしても8万なんです。その5万が適切かどうかをまたちょっと検討をしていただきたいと思いますが、もうひとつ先ほどの町民生活課にお伺いした生ゴミの処理の助成は、同一の方が続いて次の年は申請が出来ないという事でした。それでこの事業は年度が違えば同じ申請者でも出来る訳ですか。

議 長

番外谷川産業振興課長。

番外谷川産  
業振興課長

この事業につきましては、同一者について隔年での申請は認めております。ただし1年のうち2回、3回というのはこれは原則として出来ないという事にしております。

議 長

再質問ありますか。4番飯田議員。

4 番  
飯田議員

はい、分かりました。同じ年度で2件は出来ないけど隔年は出来るという事で認識をしました。それと今の販売証明書が要りますよね。だから私がこの事業申請するのは5月から11月の間でないと出来ないよという事を言ったんですけど、例えば前年の販売証明書がありますよね。要するに自家消費をするという事は5aあっても2人住んで居られたら8体取れたとしても8体は年間に消費出来ない訳です。という事は5a以上だったら必ずどちらかへ出荷される、販売されるという事が確実なんです。だからこれ前年の販売証明ではいけない。その年の販売証明でないと今のこの事業は適用しないという事なんです、そこらを含めた改正をやられるのか、そこの考えをちょっと1点ほど。

議 長

番外谷川産業振興課長。

番外谷川産業振興課長 今時点では5割以上販売農家というのが1つの条件となっております。ただその町内の有害鳥獣に対する被害というのは、その販売農家であろうと家庭菜園であろうと全ての皆さんが被害を被っているという前提であります。耕作放棄地ですとか、或いは高齢者そういった生きがい対策の中で生産されている方も多分に居られます。そういった方の意欲をそぐわない、或いは被害対策としての要件とすれば、こういった条件はあまりに不必要な部分かなというふうには考えております。

議長 再質問はありますか。4番飯田議員。

4番飯田議員 そういう縛りもちょっとやっぱり考え直していただきたいなと思います。それから私が何故、その11月から3月でないと大きな牧柵は取り替える事が出来ないよと言ったのは、先ほど言いましたように11月から3月になりますと、例えばそこへトタンの設置してある金網を設置してある所の草むらには「まむし」がおるんですよね。だからその期間の中で限定をされたら、それを取り替える事は出来ない。だから作業するのも11月から3月の農閑期にしたら安全な訳です。その事も考慮において、やはりこの助成制度はたいへん有意義な制度だと思いますので、もう一度、よく見直しをしていただきたいと思います。最後に。

議長 番外谷川産業振興課長。

番外谷川産業振興課長 はい、施行される農閑期にやられるという事で、そういった期間はあります。ただ予算を伴いますので、例えば前年度に資材だけを買って翌年度に設置をしますというのはちょっと非常に難しいと考えております。ですから当然、額もそんなに大きな額ではないと思いますので、その年度内に資材購入から施行までやっていただけるという前提であれば、特に問題ないように考えております。そういった方向で改正についても検討していきたいというふうに考えております。

議長 再質問ございますか。4番飯田議員。

4番飯田議員 最後をお願いをしておきます。今回、この25年度の事業を3月にまだ事業予算が残っているので利用したいなという事を申請をしたら、今いったようなその年の証明が取れないから4月以降でないと申請出来ないよという事でありました。偶々、今年は4月1日から消費税が上がりました。ほんと言えは消費税が上がる前に購入をして、それを3月いっぱいには設置できればそれが一番良かった訳ですけど26年度の販売証明が取れないという事で、26年度の事業という事になった訳です。そこらのところも、もう一度、見直しをしていただきたいと思います。これで終わります。

議 長 以上で、2項目めの「川本町有害鳥獣被害対策事業について」の質問を終  
了します。

々 これをもちまして、飯田議員の一般質問を終了します。

々 これより20分まで休憩を致します。 (午前11時08分)